

県北広域振興局長告示第45号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

平成23年10月11日

県北広域振興局長 松岡 博

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
久慈港	水域施設 泊地	半崎地区－5 m泊地	久慈市夏井町字閉伊 口第8地割地先	10,000.25平方メートル	別紙図面のとおり。
	係留施設 岸壁	半崎地区－5 m岸壁	〃	200.13メートル 取付部38.81メートル	

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。